

平成14年 11月7日

原子力二法人統合準備会議 御中

原子力新法人の研究施設の利用に関する要望

東京大学 原子力研究総合センター
原研施設利用共同研究委員会

日本原子力研究所の大型研究施設を大学の研究に役立てることを可能にする「原研施設共同利用」は昭和36年に開始され、以後40年余にわたる活動が続けてきています。この間、原子核や放射線に関わる広範な基礎研究においてこの制度の恩恵を被った研究者は膨大な数にのぼり、現在でも年間の利用者数は8000人・日を上回る盛況を呈しています。

ところで、省庁再編成によって文部省と科学技術庁が合併され、また日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の二法人を統合することが検討されるにおよんで、我が国の原子力政策は大きな転換期を迎えています。これを機会に、新法人の研究施設を大学等における教育・研究にどのように役立てるべきか、改めて検討されることになると思われますので、現在「原研施設共同利用」を運営している「原研施設利用共同研究委員会」の立場からここに文書を差し上げる次第です。

本年8月、貴原子力二法人統合準備会議によってまとめられた基本報告の中で、新法人設立の基本理念の第一番目に「我が国の原子力研究開発の中核的拠点たる総合的原子力研究開発機関としての地位の確立」が掲げられ、原子力の基礎・基盤等の総合的な推進、核燃料サイクルの確立、原子力の安全研究にならんで、産学との連携・協力の推進が新法人に求められる役割として指摘されています。特に大学との関係では、大学との連携・協力の充実・強化、人材育成における協力、研究施設の共用促進が重要であるとの認識がなされています。これらの諸点は、今後原子力が力強く発展するために不可欠な基盤となるものと考え、強く支持するものであります。

原子力科学技術は総合科学としてその守備範囲が広大であるため一法人の力のみで推進するには限りがあるだけでなく、基礎研究および応用研究において新しい可能性を追求して広めていくためにも、中核的拠点としての新法人と大学および民間との連携を強化することは必須のものと云えます。大学には個人の自由な発想にもとづいて研究を営む人材が、大規模大学のみならず地方大学、公私立大学まで、個々に規模が小さくとも広く存在して無限とも云える可能性

をもっています。大学はこの多様な人材をもって特に基礎研究の分野で一層の貢献をすることが出来ると考えます。

これまでの「原研施設共同利用」は、共同利用施設として認可された施設を利用することから生まれたものですが、認可された施設の数と利用形態には限りがあるため、「協力研究」や「大学・原研プロジェクト共同研究」の制度が追加されて、共同利用研究を補完してきたという経緯があります。当委員会は、これらの三つの制度を活用して、大学研究者の自由な発想に基づく基礎研究を促す開拓的な側面と、重点的な課題については効果的な取り組みを行って研究成果をあげていくという側面とを両立させることを主眼としてまいりました。しかしながら、三つの共同利用制度は必ずしも最善の形ではなく、相互に有機的に結びついて機能した訳でもありませんでした。新法人と大学との連携を新たに考える場合には、従来の共同利用制度を大きく超えて、開かれた原子力研究法人に向けて抜本的な施策が施されることを期待いたします。ついては、新法人がどのような共同利用体制をとるのかまだ明らかになっていない段階ではありますが、以下の要望を申し上げます。

１） 施設共用を業務の一環として評価して推進すること

連携・共用によって得られた成果は施設を利用する者のみならず、施設を維持管理する組織の成果でもあるという認識は今では国際的な常識となっているところです。新法人にもこの認識を強く持っていただきたく存じます。

すなわち、施設の共用性の拡大と整備は単なる便宜供与として行われるのではなく、大学が原子力研究開発に応分の寄与をすることを保障する仕組みとして、施設の運営の中に積極的に組み込まれることが重要です。また施設共用をする際には、施設側の職員に多大の貢献を要求することになります。そのような貢献を正當に評価する仕組みを作ることが、施設共用を機械的・形式的な対応に陥らせないために必須の要件であります。

２） 研究における新法人と大学等の連携の強化

これまで「原研施設共同利用」は大学による一方通行的な施設利用であり、「協力研究」は原研の研究に協力するものと定義されています。一方「大学・原研プロジェクト共同研究」は、原研と大学の連携のもとに、原研の大型研究施設を利用して分野横断的な共同研究を牽引するという試みにおいて、現在を先取りする内容を持っておりました。「大学・原研プロジェクト共同研究」は１５年という長期にわたって行われてきたこともあり、本年度をもって終了することになっていますが、数々の制約があった中でそれは十分機能を果たし成果も少

なくなかったと言えます。

原研と大学のこのような連携は、双方共に恩恵を被るところ大であります。「大学・原研プロジェクト共同研究」の精神を踏まえ、反省される点には修正を加えて、ボトムアップを主体とする斬新で機能的な連携の場を大学と共同で構築することを提案いたします。

3) 共用できる施設の枠と共用性を拡大すること。

これまで共同利用可能な施設は限られており、また共同利用可能な場合でも、特別の周辺設備等が必要なために利用に制約が生ずることも少なくありませんでした。施設の共用性を高めることが広範な研究者の利用参入を促し、高度な成果の達成に結びつくとの理解の下に、共用可能な施設の枠を大幅に増やすとともに、そのマシンタイムの一部を大学の利用に開放するなどの形で共用性を拡大することをお願いします。

また、従来生物関係の研究を原研の施設で行うことについては多くの制約がありました。大学では生物・生命科学分野の研究者が多く、最近の原研施設共同利用にはこれらの人たちが多く参画してくる傾向がみられます。新法人施設の共用はこの方向に向かっても大きく開くことが重要です。

4) 共同利用研究の場を確保し、整備すること。

施設利用を公平かつ効果的に行うためには、それを調整し実施する場が必要です。原子力では、基礎研究といえども周辺の研究設備が大きくなり、格別の保守管理を行って良い性能を維持し向上させること、それら設備を使った研究遂行を効果的に支援すること、さらに放射線取り扱いや研究作業における安全性にも目配りを行き届かせることなどが必要です。このような目的のために、日本原子力研究所・東海研究所および高崎研究所の施設利用については「大学開放研究室」が設けられ、東京大学・原子力研究総合センターおよび東京大学・物性研究所・中性子散乱研究施設が研究室を借用してその管理に当たってきていますが、少ない人員のため、広範な利用を十分支援し切れているとは云えない状態です。「大学開放研究室」のような共同利用の場を整備・充実することが、共用の成果をあげる基本であり、広範な分野の研究者を広く開拓し支援することにも繋がります。

以上